

科学技術・学術審議会に置く委員会について

令和 3 年 1 0 月 1 3 日  
科学技術・学術審議会決定

科学技術・学術審議会運営規則（平成 1 3 年 2 月 1 6 日 科学技術・学術審議会決定）  
第 6 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名称	調査事項
大学研究力強化委員会	科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化を図るため、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、幅広い観点から調査検討を行う。

# 科学技術・学術審議会の構成について

(令和3年10月13日現在)

